

第10回
荒川区景観審議会 議事録

日時：令和 7 年 3 月 1 8 日（火）

場所：荒川区役所 5階 大会議室

午後3時00分開会

○都市計画課長 お待たせいたしました。まだ何人かの委員の方がいらっしゃっていないのですが、定刻となりましたので、ただいまより第10回荒川区景観審議会を開会させていただきます。本日は、年度末の御多忙な中、本審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

会長選任まで間、会議の進行を務めさせていただきます事務局の都市計画課長、嶋根と申します。よろしくお願いいたします。

本日の景観審議会は、委員の皆様、現在の任期の中で初めての審議会となります。そのため、委員の皆様の委嘱なども含め、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の委員の出欠状況でございます。出席13名、欠席2名のため、会議としては有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の資料の確認でございます。1つ目が会議次第、2つ目が会議資料、3つ目が別添資料1、4つ目、5つ目といたしまして、報告事例①、②と資料の右肩に書いてございます。御確認のほどお願いいたします。資料のない方はおっしゃっていただければ事務局のほうで御用意いたしますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、会議に入ります前に、区を代表いたしまして、防災都市づくり部長、松崎から挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○防災都市づくり部長 皆さん、こんにちは。防災都市づくり部長の松崎でございます。

年度末の大変お忙しい中、景観審議会に御参加いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より荒川区の景観行政に御協力をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

景観に関して、最新の情報でございますけれども、荒川区の景観計画におきまして、都電景観軸、都電通りを景観軸に定めております。その部分におきまして、都電のバラについて、もっと華やかにしていこうということで、新年度から、今までやっていなかった都電の軌道のフェンスにツルバラをはわせていこうという取組を考えてございます。これにより今まで以上に都電のバラを皆さんに親しんでいただこうと思ってございます。

また、都電通りにつきましては、こちらは東京都の事業になりますが、町屋から明治通りの間のちょうど荒川区のゆいの森あらかわという図書館がある部分を含めてですけれども、拡幅整備を行う予定となっております。現在用地買収が結構進んでおりまして、かなり広がってきておりますが、また、これの整備については少し先になりますけれども、都電と道路の間に緑道ということで、荒川区の緑道を設ける予定でございます。そこも緑の関係を充実させまして、景観のさらなる向上を目指してまいりたいと考えてございます。

本日、荒川区のほうから景観行政に関しての取組の状況を御報告させていただきます。皆様の御意見をいただきたいと存じます。

本日はよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、会議次第3の委員の委嘱に進みたいと思います。

会議資料の1ページを御覧ください。本審議会の委員名簿でございます。

ここで、名簿の順番で名前を読み上げさせていただきますので、一言いただければ幸いです。

初めに、学識経験者といたしまして、2番委員。

○2番委員 伊藤でございます。荒川区の文化財保護審議会の副会長ということで、文化財保護の立場からこの会議に参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 3番委員。

○3番委員 岡田でございます。専門は景観まちづくりでございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 13番委員。

○13番委員 吉田です。よろしくお願いいたします。私は、環境色彩計画が専門です。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 次に、区議会議員といたしまして、6番委員。

○6番委員 よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 8番委員。

○8番委員 皆様、よろしくお願いいたします。今回初めて当審議会に参加をさせていただきます。皆様の御審議を含め、様々勉強させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 11番委員。

○11番委員 山田と申します。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 次に、関係団体といたしまして、5番委員。

○5番委員 石濱神社の宮司を務めさせていただいております小西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 7番委員。

○7番委員 中村でございます。建築士事務所協会の荒川支部で副支部長という立場で参加させていただいております。区内で設計事務所をやっております、専門は意匠設計になります。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 14番委員。

○14番委員 荒川区建設業協会の事務局の吉野でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 細谷誠委員は本日所用のため欠席されております。

次に、区民委員といたしまして、12番委員。

○12番委員 区民委員の山本です。よろしくお願いします。

○都市計画課長 1番委員。

○1番委員 石川と申します。よろしくお願いします。

○都市計画課長 10番委員。

○10番委員 箭内忠義です。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 4番委員。

○4番委員 岡安でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 9番委員はまだ本日いらっしゃっておりません。

以上15名の委員で構成されます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、会議次第3にございます委員の委嘱を終わらせていただきます。

引き続き、次第に従いまして進めさせていただきます。

会議次第第4の会長・副会長の選出でございます。冒頭にも申し上げましたが、本審議会、新たな任期における初めての審議会でございますので、まだ本審議会の会長・副会長が決まっていない状況でございます。

会議資料の1ページを御覧ください。下のほうになります。荒川区景観条例施行規則第53条第1項の規定によりますと、「会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」となっております。したがって、本来であれば委員の皆様からの推薦、自発的な立候補などで決めるところでございますが、皆様方の御了承いただければ、事務局から推薦させていただきたいと存じますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、事務局より、本審議会の会長には、荒川区都市計画審議会の委員で景観まちづくり推進委員や景観まちづくり塾など多方面で御指導いただいております3番委員を、副会長には、荒川区景観アドバイザーとして事業者との景観協議に御尽力いただいております13番委員を推薦させていただきたいと思っております。3番委員、13番委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3番委員、13番委員、会長、副会長の席に御移動をお願いいたします。

ここで、会長に進行役を引継ぎさせていただきたいと思っております。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 承知いたしました。

では、マイクの都合がありますので、着座にて御挨拶させていただきたいと思っております。

まずは皆様、このたび信任いただきましたことを厚く御礼申し上げたいと思っております。

簡単ではございますが、着座にて自己紹介をさせていただきたいと思っております。

景観という一つの枠組みで皆様と新たな出会いや再開ができたことを大変うれしく思っております。

私の大学は千代田線沿線の新御茶の水というところにある日本大学理工学部のまちづくり工学科というところで、景観まちづくり専門で教鞭を取っています。振り返りますと、荒川区との出会いは、遡ること10年前になりまして、荒川区は景観まちづくり塾、その立ち上げを是非やらしてもらえないかということで、そのお手伝いに関わったのが最初でございました。今やもう9年目になります。委員長が歴代変わりまして、現委員長が実は今日お越しの区民委員の山本さんが委員長でやられていると。かくいう私は、立ち上げの頃からお手伝いしたという行きがかりから、講師という形で区民の皆様と荒川区の景観まちづくりについて、ワークショップ形式で議論を展開してきました。その成果物として、荒川区の防災景観カルタというのを山本委員長とともに作って、区民の方にクラウンドファンディングでやったら60万円でしたっけ、あっという間に集まりまして、それを各小学校に寄贈したというようなこともさせていただいたり、この10年の中でいろいろな出会いですとか取組がございました。

その間に荒川区の都市計画審議会のほうでも委員を仰せつかってしまして、さらには、木密の改善のためのプロポーザル事業というのがございまして、その委員としてもお手伝いさせていただく中で、さらには、もう一つ、まちづくり交付金というのが荒川区は採択されまして、その事後評価もさせていただいております。

そんなことで、あっという間の10年でございますが、かなり密度の濃いお付き合いをさせていただいているということで、ここへ来てまた会長職を再任いただいたということで、ぜひ皆様方の知見をいただきつつ、忌憚のない御意見も賜りつつ、荒川区の景観行政、皆様とともに、よりよい方向に向かわせていただけたらと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。会長としての御挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

続きまして、副会長。

○副会長 吉田です。よろしくお願いします。

私は、今は事前協議とかアドバイザー会議でこちらの景観行政のお手伝いをしていますが、事前協議ですので、新しい集合住宅ができるときにどういうふうにしたらいいかということをアドバイスするのですが、当然のことながら、新しい大きなものに変わっていくというのが基本の姿なので、周りを見ると、もう少しああいうものを残したいなという懐かしさとか、あるいは緑が多少そういう中では減っていつているように思うし、そういう辺りが少し問題かと思っています。利便性は増すし、ある意味の快適性というのは大きくなってきていると思いますが、もう少し広く景観の真の意味も含めた持続する快適さといえますか、そういうものをもう少し議論したいと思っています。

事前協議等ではそれぞれの物件に関わる人が多いので、そこまでなかなか行き着かないですが、この会議でももう少し大きな景観の方向性といえますか、荒川区が求めるべき次の時代の景観というのも議論できればいいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

○会長 副会長は、私自身、戸田市の景観審議会とか静岡の景観のほうで、行く先々でよく御一緒させていただくことがあって、大変心強い方がお目見えされて、何年も経歴されていますけれども、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○副会長 よろしく願いします。

○会長 さて、それでは、早速ではございますけれども、本日は傍聴人がいらっしゃらないということでございますので、引き続きこのまま会議を進めさせていただきたいと思います。

まず、次第に沿ってまいりまして、今、1番から4番まで終わりましたので、次第にございます5番の議事に入りたいと思います。

本日は答申はございませんでして、報告が主になってございます。

それでは、まず初めに、景観事前協議制度ということが掲げられておりますので、この景観事前協議制度、今、副会長からもお話がありましたけれども、その内容について、事務局より御説明させていただきたいと思います。都市計画課長よりお願いいたします。

○都市計画課長 景観事前協議制度について説明させていただきます。別添資料1の1ページをお開きください。

荒川区景観条例では、建築行為、いわゆる新築であるとか改修等のことでございますが、これらを行う場合には、景観形成の方針、基準等に適合するように定められてございまして、一定規模以上のものについては、区への事前協議及び届出が必要となります。

各年度の申請件数につきましては、表に記載のとおりでございまして、下の参考に記載しております規模に該当するものの手続の件数ということでございます。

手続の流れについて御説明させていただきますと、参考に、真ん中のところでございますが、届出、事前協議の流れのところを御覧いただきたいと思います。建築確認申請あるいは行為の着手から60日前までに事業者は事前協議を申請いたしまして、これを受けて、基準に適合した上でさらによいものになるように、景観アドバイザーが事業者と改善点について協議を行うものでございます。そして、その後、行為の着手から30日前までに届出を区に出しまして、その後に建築行為に着手し、完了後に完了届を提出するというような流れになります。

具体的な報告事例を2つ御説明させていただきたいと存じます。別の資料の報告事例の①と書いてあるものを御覧いただければと思います。右肩に報告事例①と書いてある資料になります。こちらは日暮里・舎人ライナーの塗装工事に関する景観協議でございます。御案内のように、日暮里・舎人ライナーは日暮里駅から足立区の見沼代親水公園駅まで13駅を結ぶ新交通システムでございまして、平成20年3月に開業いたしまして、令和2年度から大規模な修繕工事として、駅舎の屋根、外壁、そして、鋼桁、鋼支柱などの塗装工事に着手しているところでございます。

荒川区側のところにつきましては、西日暮里駅から赤土小学校前駅の間が初めて施工されました。塗装の色につきましては、当初は既存の色と同じ色で申請されていたのですが、景観アドバイザーであります副会長に御指導いただいた色で塗装をした事例でございます。これから塗装する部分の既存の色との調和を図りつつ、足立区側とも大きく外れない仕上がりとなったところでございます。

当該工事の施工の前後と足立区側の施工の写真を資料のほうに載せさせていただきます。

次に、報告事例②について説明させていただきます。別紙の報告事例②を御覧ください。こちらは西日暮里三丁目の夕やけだんだん周辺のマンション計画に関する景観の協議でございます。

計画地でございますが、真ん中にあります地図を御覧いただきまして、こちらは荒川区と台東区の区境と夕やけだんだんに挟まれたところが計画地となります。

建築計画の概要でございますが、建物2棟ございまして、(1)のほうが当初は8階建てで計画していたものを、住民説明会の後に7階建てに変更した、全部で34戸の住戸数のマンションで、敷地面積、建築面積、延べ床面積、建物高さについては記載のとおりでございます。

そして、その隣に建ちます(2)の建物が住戸数14戸のマンションでございまして、敷地面積、建築面積、延べ床面積、建物高さは記載のとおりとなります。現在の状況ですが、それぞれ工事中という状況でございます。

景観の協議についての経過を御説明させていただきます。

当該地区につきましては、台東区側につきましては高さの制限がある地区計画というものがかかっているのですが、荒川区側には地区計画がかかっていない、そういう中で、景観を守ってほしいという地元の方の思いを踏まえ、景観アドバイザーの助言をいただきながら、事業者についての指導を行ってまいりました。

(1)の東側7階建てのマンションにつきましては、経過、細かい御説明で恐縮ですが、5月17日に景観の事前協議申請書が提出され、6月5日にアドバイザーとの協議を行いました。景観アドバイザーからは、台東区の地区計画を参考にして、6階建て相当がふさわしいという意見がございましたが、法的な拘束力はない中で、大事なのは、今回の計画の中でどんな工夫をしたか示し、かつ近隣の住民の方に丁寧に説明を尽くして地域に受け入れられる必要があるというような御意見をいただき、協議については継続することとなりました。そして、7月19日に事業者から近隣説明に関する資料、こちらは4月15日に行われました8階建てでの計画、こちらでの住民計画説明会での質疑と5月15日にその回答ということで個別配付した7階建てに変更した回答の資料の提出がございまして、アドバイザー協議について再開することといたしました。そして、8月7日に行われました第2回のアドバイザー協議では、個別配付した回答資料に対して、現在のところまで地

元の方から意見等がないということをもって計画に地元の方が反対していないとは言い切れないので、より丁寧な対応をするよう指導し、具体的に景観に対して配慮し、デザインなど工夫したことをまとめた資料の提出をするように指導いたしました。そして、事業者から、8月8日に景観に配慮した建物のコンセプトであるとか工夫したデザインをまとめた設計図の提出がございました。工夫した点は資料に記載しておりますとおり、5項目ほど代表的なものを記載してございます。8月20日にこの設計図に基づきまして、事業者が近隣住民の方に対して改めて個別での説明を行いまして、翌日、地区の窓口となっている住民の方が計画の個別説明に対して了承したという旨の議事録の提出が区のほうにございました。そして、9月6日に区は地区の窓口となっている住民の方が反対していない旨の意向であることを直接お会いして確認し、そのことを景観アドバイザーに報告いたしまして、それによって景観アドバイザーの方も了承をいただきましたので、景観協議の手続については完了とさせていただきました。

次に、(2)の6階建てのマンションのほうですが、こちらは5月20日に景観事前協議申請書が提出され、6月5日にアドバイザーとの協議を行い、景観アドバイザーからは特段配慮を求める意見はなく、協議については終了となりました。

なお、当該計画につきましては、計画地の西側の道路がいわゆる2項道路と呼ばれる狭隘の道路でございまして、敷地につきましては、工事に伴って道路の中心から2メートルセットバックして拡幅整備するのですが、それに加えて、既存の電柱が2本ございます。こちらについての移設であるとか、南側の道路との交わる場所の隅切りの整備についても地元からの声がございましたので、こちらについて区も指導いたしまして、そちらの要望を踏まえた計画となっております。

最後に、こうした個別の建築計画に対しての景観審議会の関わりでございしますが、区が事業者の行為の届出に対して、勧告あるいは変更命令を行う場合には、景観審議会の意見を聞くということに条例上なっております。本件建築計画について、まず色彩についての検討でございしますが、色相、明度、彩度といった色彩についての数値での基準というものはきちんと定められてございます。本計画では、その基準の範囲内に収まっておりますので、勧告あるいは変更命令の対象にはならないと判断いたしました。

次に、高さについてでございますが、建築計画上、著しく突出した高さの建築物は避けるということになってございますが、周囲に夕やけだんだんを挟んで計画地の向かい側に6階建ての建物が既にある中で、著しく突出し、規定を逸脱しているとまでは言えないために、勧告あるいは変更命令は難しいと判断をしたところでございます。

いずれにいたしましても、当初景観アドバイザーから助言いただいたことと同じく、高さを具体的に規制する地区計画がない中で、大事なことは地元の皆様方に丁寧に説明し、理解を得ることと考えておりまして、一定の理解が得られたものと判断したところでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

お手元に参考の写真を御用意させていただきました。①から⑤までございますが、①が夕やけだんだんの階段の上のところから撮った写真でございます、写真の左側のところが先ほど御説明しました計画地になります。そして、②のところが逆に夕やけだんだんの階段の下から撮った写真でございます、写真の右側、白い幕が張ってあるところが今回のマンションの計画地でございます。そして、③のところが2項道路、狹隘の道路でございます、現在はまだ狭い状態でございます。白い車もぎりぎり通れるようなところで、地元の方からは、緊急車両等が通れないことについての心配であるとか、あるいは南側からこの道路へ曲がるときに隅切り等なく、電柱があって、とても通りにくいということで、隅切りを設けること、そして電柱を移設することについての要望がございまして、このことについても地元の要望ということで指導させていただき、電柱の移設、隅切りの整備について、事業者のほうに協力いただけるということになってございます。

④のほうは、計画地から夕やけだんだんを挟んで反対側になりますが、御覧いただきますように、白い6階建ての建物が既に建っている状況でございます。

また、⑤につきましても、6階建ての建物が谷中銀座のゲートのところの隣になりますけれども、既に建っているというような状況でございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 どうも御説明ありがとうございました。

以上、2件の景観協議に関する事務局からの説明でございました。後者のほうの説明がやや丁寧で、前者のほうはさっぱりしたのは、恐らくアドバイザーの副会長が隣にいらっしゃるので、遠慮されたんじゃないかなと思うので、アドバイス案件の内容について、吉田先生のほうから少し御説明いただけるとありがたいですが、よろしくお願いします。

○副会長 説明が少なかった舍人ライナーのほう、これは色の塗り替えがあったんですけども、当初、ここに書かれているように、N9.3という真っ白なんですよ。色見本帳があるので、遠くであれですけど、上から2番目の色で、本当に真っ白で、夏なんかはまぶしいぐらい真っ白だと。よくこういう計画のとき、軽く見せたいとか近代的に見せたいということで白を使いますが、土木とか建築でもここまで真っ白というのは実はそんなにないですね。マンションでも最近は塗装でたまに使うことがありますけれども、昔はこんな白い色はすぐに汚れるというので嫌がった色ですね。

それから、もう一つは、Nというのは無彩色という意味ですけども、色味が全く入っていないですね。白から黒までの間の系列なんですけども、またこれも自然材にはほとんどないですね、無彩色というのは。コンクリートにしても、ちょっと黄味が入っていると、黒い石だといっても、何らかの色味がちょっと入っているのですね。そういうほうが自然でナチュラルなグレーに感じるのですけども、ここに出てきたのは無彩色の真っ白なので、周辺の建物との関係でも浮き上がり過ぎるということで、かなり明るいのを

狙っているということだったので、コンクリートの色を少し明るくしたような、ここで数値がありますけど、5 Y 8.5 の 0.5 と。5 のイエローの、明るさが 10 のうちの 8.5。それから 0.5 という、ほんの少し 5 Y の黄味が入っているという色に変えてもらいました。こうすることによって、真っ白よりも随分と仕上がりが変わったかと思います。

これは現場に行かないとなかなか分からないので、アドバイザーで現場に行って、実際の色も当てて見ながら、現場ではどんなふうに見えるのかと。橋脚の下になったときでも暗くないかとか重くならないかとか、そういうことも含めて検討して、今回は 5 Y の鮮やかさが 0.5 という色で調整してもらいました。これが最初の舎人ライナーですね。

ついでにもう一つ、夕やけだんだんのほうはちょっと難しい案件で、実は台東区のほうで地区計画を持っていて、向こうのほうがここの景観に対して少し思い入れが強く、あまり高過ぎる建物は建てないということですが、こちらに 8 階建てというのが出てきたんですね。それは前からこういう景観の調整をやっている、地区計画までつくってやっているところに対して失礼だということもあって、何とか高さを抑えたいというのが事前協議で出ていたのですけれども、ただ、こちらに手だてがないですね。当然こういうマンションメーカーは、許される目いっぱいの高さと目いっぱいの容積率で造って、商品ですから、それだけ売ればお金になるということですが、ここに住んでいる人たちとかこれからここに住む人たちにも、ただ今時点で商品として価値があるというだけではまずいだろうということで、できれば 6 階にしたいということ、それから、今、白い建物が映っていますけれども、ここは多少店舗なんか和風の雰囲気を出しているし、お寺にも配慮して少し瓦を乗せたりとかそういうこともやっているの、あんまりモダンな真っ白ではなくて、ベージュ系とか、あるいはお寺なんかで使っているような土壁の色とか、そういうものにも配慮してほしいということで調整をしました。

可能であれば、地区の人たちがもうちょっと、7 階は絶対に許さないとか言ってくればいいですけど、まだ景観の意識というのは、どこでもそうですが、それほど高いものではないので、利便性とか住民が増えるとかいうことで、このぐらいならいいのかなということになったと思います。

それから、ついでに色彩なんですけれども、色彩基準に合っているからこれでオーケーということにしたのですけれども、実はもうちょっと細かくて、色彩基準というのは、荒川区中あるいは東京都中にどこに建ってもひどいことにはならないという範囲の色を決めているのです。どちらかというとネガティブチェック型です。これを超えると確実に悪くなると。東京都の色彩基準をつくる时候にも協力しましたが、これならいいというよりも、むしろこれを超えると多くの人が合わないと言いますよという、これを超えたらいけないという基準なんです。基準内に入っていれば全てオーケーではなくて、地域の周辺との調和とか、それから、ここは特に少し和風な感じがある、そういうものをどう表現していくとか、地域の特性に合わせて、その中でもどこかで選んでいかなきゃいけ

ないので、そういう調整をしました。だから、色彩基準自体はもっと広くて、今回提示された色も基準内ではありますけれども、隣との関係でどうしようとか、夕やけだんだん周辺のイメージとしてどうなのかとか、そういうことも勘案して、色彩は調整してきました。

高さのこともあったので、高さのことをいろいろ言われると、向こうは商品価値、商品が少なくなるので、そういう駆け引きもあってか、色のほうは比較的素直に聞いてくれたのではないかなとも思っています。

今後、荒川区でもここは結構大事な景観だと思うので、こういう景観は少し前もって調査をしておいて、先に地区計画をかけるとか、事前協議段階になると、向こうはそれで計画していますから、それで事業計画を立てているので、2階も減らせなんてなかなか言いにくいので、その辺は、今後のことを考えると大事な景観はどうすべきかという議論を前もってやって、ガイドラインの中にそういうことも書き込んでいくことも重要かと思っています。

○会長 大変丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。

今の夕やけだんだんの説明の内容で大体がお分かりいただけたと思いますが、もう一つ付け加えると、近隣の合意形成ですけれども、これは荒川区の景観計画に基づきますと、高さの1.5倍でしたか。高さの1.5倍の範囲の人たちの合意が、住民説明が必要ですかね。

○都市計画課長 2倍に。

○会長 2倍ですか。ということで、大体40メートルですかね。そのぐらいの範囲の中で、近隣の説明をして、特に反対なく合意に至ったというところがございます。その間にアドバイザーと行政窓口といろいろな意見を突き合わせて8階が7階になったということと、あと隅切りですとか電柱の移設というところまで、かなり地域貢献するような形で協議が進んでいたというような内容でございます。

ということで、以上の2件について、この内容は諮問ではなくて報告ということになりますので、質疑が基本になりますけれども、皆様方からこの協議案件について理解を深めるということで、質問等あればお受けしたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。

○2番委員 このマンションの開発については、文化財保護審議会のほうでも話題になりまして、というのは、江戸時代は延命院の境内の中だったということなんですね。夕やけだんだんの坂自体も実は境内の階段がそのままだんだんになっているというようなこともあるので、事前発掘のときに少し丁寧に発掘していただいて、延命院の江戸時代の姿が分からないかというお話でやったのですが、残念ながら多少江戸時代の遺物は出たのですが、そこまでは分からなかったということで、今ちょうど文化財保護審議会のほうでは、延命院の七面像とかいろいろなものの建築を含めて、保存、登録とか指定に向けて

調査をしていると。あの坂にあります経王寺とか本行寺も門を指定文化財にしておりますので、ぜひ先ほど吉田先生おっしゃったように、この地区は非常に重要な景観軸だと思うので、少し前向きに考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○会長 御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○4番委員 基本的なことですけれども、景観条例というのは、区によってかなり違いがあるものなのでしょうか。

○会長 内容によりけりですけれども、各自治体で独自に定めるローカルルールになっています。

○4番委員 その根拠となるのは景観法という法律の範囲内。

○会長 そうです。まず景観法という国の法律があって、それに基づいて、基本的には都道府県は強制的に景観計画をつくらねばならないと、景観法にのっとって。あとは政令市と中核市以上、これが強制的につくらざるを得ないということになります。

そのほか、もうワンランク下の自治体になってくると、市町村ということが出てくるのですけれども、それは都道府県との協議によって独自に定めることができるということで、荒川区の場合には荒川区独自の景観条例を定めているというところになります。

景観条例はホームページで見られますかね。

○都市計画課長 はい。見られます。

○会長 ホームページで見られると思いますので、景観計画の内容も見られると思いますので。

そのほか、何か質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

かなり綿密な、地元の方は結構肯定的というか、それほど強い否定はない中で、アドバイザーの方と事務局の方々が重要な場所ということだけあって、本当に慎重に丁寧に度重ねての協議を展開していただいて、その中で御苦労があったということで、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。御苦労さまでございました。

それでは、続きまして、2点目の報告の議事に入りたいと思います。

荒川区景観まちづくり推進委員会等活動報告ということで、これについての説明を事務局よりお願いいたします。

○都市計画課長 別添資料1の2ページ目をお開きいただきたいと存じます。

(2)の荒川区景観まちづくり推進委員会等活動報告という表題のところでございます。良好で荒川区らしい景観の形成を実現するためには、区民、事業者、区の三者が協働して区民等に景観の基本的な考え方を広く普及啓発していくことが必要と考えてございまして、こうした取組を支える担い手を育成するために、公募区民等で構成される荒川区景観まち

づくり推進委員会、こちらが中心となって、景観まちづくり塾等の活動を平成28年から行っているところでございます。本日は令和4年度からの活動状況について御報告させていただきますと存じます。

令和4年度からは「水と景観」をテーマに、景観まちづくり塾につきまして、各年度6回開催いたしまして、その中では講義あるいはグループワーク、まち歩き、意見発表会などを行いました。そして、そのための景観まちづくり推進委員会によります企画運営の会議を年間10回から12回行ってきたところでございます。

次に、隣の3ページのほうをお開きいただきたいと思います。景観の普及啓発活動といたしまして、先ほど申し上げました景観まちづくり塾に参加しました有志の方々がその活動の延長線上、一環といたしまして、あらかわ防災景観カルタというものを作成いたしまして、こういった取組状況について周知するために、資料に掲載しております写真のサンパール荒川であるとかゆいの森あらかわなどで展示し、普及啓発に努めているところでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

景観まちづくり推進委員会というのは、活動の母体としては景観まちづくり塾というのがございまして、それも委員長が今日区民委員として出席されています12番委員になりますけど、少し補足的なところを説明していただけたらありがたいです。どうでしょう。

○12番委員 山本です。よろしくお願いします。

荒川区景観まちづくり塾は、約9年続けております。もともと区民が中心になってつくられている推進委員が、区民の方と一緒に荒川区らしい景観というのは一体どういうものなんだろうということを考える、そのための場として開催しているものです。

第1期としましては、「防災と景観」、荒川区は防災が喫緊の課題となっております、そのことから防災を第1期のテーマとして約5年間活動してまいりました。その次のテーマとして「水と景観」ということで、これに関しては、荒川区の景観計画の中で3つの景観軸として定められているうちの1つ、隅田川の景観軸がございまして、その辺りを中心に、今、どんどん公園整備など進んでいるというようなこともありまして、水辺というものの景観、荒川区らしい景観というのはどういうものなんだろうということを区民の方と一緒に探していこうということで、「水と景観」というテーマを第2期のテーマとして、これまで4年間既に活動しているものでございます。

次年度も引き続き行って、5か年で1つ完結というところで、今、完結を目指して活動しているというところでございます。

○会長 ありがとうございます。

ということで、荒川区景観まちづくり塾という区民参加型の塾がございまして、これは区のホームページでも御案内されていますけれども、その運営母体が推進委員会という

ことになります。もう9年続けていくといろんな成果が出てきて、もちろん区民の方の英知の結集で冒頭紹介した防災景観カルタとか、そういったものが誕生もしていますし、何より人材の発掘が結構よくて、区民として塾に入っていた人がそのまま区役所に入職されたということも、私の教え子ですけども、その一言は余計ですか。あとは実際に区民活動、塾で活動した方が、12番委員のように区民委員として参加いただくことのきっかけにもなったり、今日お休みの9番委員もそうですね。この塾から派生した方でいらっしゃいます。

ということで、人という1つの資源が育ってきている塾でもありますし、何よりも荒川区の豊かな景観を社会にアピールしていくという、そういう活動の取組になっていますので、これはどなたでも御参加いただけるものになりますので、ぜひ興味関心があれば、皆様方も御参加いただけると我々も大変心強いかなと思うところでございます。

ということで、この件について何か質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○4番委員 塾生の数が年々減っているようなので……。

○会長 なかなか手痛いところを突かれましたけれども、やはり9年続けていくと、だんだん減っていくところが確かに顕在化しています。ただ、周知はしているところということと、あと、質が結構いい方々が集まってきて、活動の成果自体は全く鈍るいうよりも、むしろ発展してきているところなので、むしろより周知を図って、一人でも多くの会員を増やしていきたいというところが今、我々考えているところでして、ぜひそこからプラス1になっていただけるとありがたく感じております。御検討のほどよろしくお願いします。

委員長のほうから何かありますか。

○12番委員 回数を重ねるごとに内容も変えてきています。特に最初にテーマに取り組んだときの頃というのは、インプットにたくさん時間を使いたいということで、講義形式をたくさん行っています。専門家の方をお招きしていろんなことを教えていただくという。そこから、今度は、塾生自らまちの中で発見していただきたいということで、まち歩きが回数としてどんどん増えてくる。そうすると、なかなか歩くのが大変だということと御高齢の方とかが参加しにくいというようなこともあったりして、ちょっと人数のほうが変わってきたりとか、あと、暗渠も、隅田川と暗渠を2つ大きくテーマとして扱っていて、荒川区の暗渠はすごい狭いんですね。そこをみんなでぞろぞろと歩いてしまうとなかなか大変ということもあって、ちょっと人数をセーブしているような部分もなくはないという状況でございます。

○会長 ありがとうございます。

暗渠というのは、蓋かけ水路のことで、意外と荒川区というのは、ほかの区よりも数多い暗渠がございまして、その暗渠をたどっていくと、昔、そこに橋がかかっていたらしき親柱だけが残っていると、あとはジグザグ状にくねって、それがあたかも道路ではなく

水路だったということが見て分かるというような、暗黙のメッセージが荒川区内で発見できるものですから、それをつぶさに観察して、最終的にはまち歩きマップとかブックレットみたいな形で公表していきたいということが我々の目標になっております。ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

そうしますと、今、次第5の2件の報告が終わったところでございます。冒頭の景観行政の取組状況のところの景観事前協議制度でタヤケだんだんの話がありましたけれども、まだマンション自身は竣工に至っておりません。現在工事中ということでございますので、ぜひ協議事項で取決めされた内容は、完成に至るまできちんと約束を果たせるように、景観行政として見守り続けるというところが大事だと思いますので、その点は私ども景観審議会のメンバー、そしてアドバイザーの先生方、そして事務局の皆様方と連携して竣工に至らしめたいというふうに思っております。以上でございます。

ということで、本日用意している議題は以上ということで、最後、6のほうに移りたいと思いますけれども、事務局、その進行でよろしかったでしょうか。

○都市計画課長 それでは、その他ということで、次回開催予定について御説明させていただきます。

次回の審議会は、現在決まっておりますので、詳しい日程が決まり次第、御連絡させていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

前回は4年ぶりに開催されて、今回は2年ぶりに開催して、だんだん期間が短くなっているのですが、来年は1年に1回ぐらい開催できるんじゃないかと期待しているところでございますけれども、そういうことで、事務局の皆さん、せっくなので1年に1回ぐらいは、事前協議はるる行われているので、その報告だけでもいいと思いますので、せっかくメンバーの皆さんが集まってくださいますので、1年に1回はやっていただけると幸いです。オリンピック審議会にならないようお願い申し上げたいということで結びとしたいと思います。

ちょうど1時間になりました。本日は円滑な調査、審議に御協力いただきましたことを最後にお礼申し上げまして、閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後3時54分閉会